

互助会報

令和6年度 退職福祉部号

目次

はじめに	令和5年度事業報告及び決算報告	P2
	退職福祉部の給付改正について	P4
	会員の皆様およびご家族の方へ	P5
給付内容 について	医療費補助金・配偶者医療費補助金	P6
	短期人間ドック利用助成金	P12
	国内外研修旅行助成金	P13
	施設利用助成金	P14
	指定宿泊施設一覧表	P15
	弔慰金	P18
	給付の中断について	P19
	退職福祉部よりお知らせ	P20

◆ご家族みなさんでお読みください。

発行 一般財団法人高知縣市町村職員互助会
〒780-0870 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館内
TEL 088-824-1306 FAX 088-823-5270



～令和5年度事業報告及び決算報告～

収入の状況 (単位：千円)	掛金 147,321	利息及び 配当金外 47,253	前年度繰越 支払準備金 77,138	当年度給付準備金 取崩額 212,524
支出の状況 (単位：千円)	給付事業 347,456		厚生事業 31,760	管理費 20,696
				次年度繰越 支払準備金 84,324

退職福祉部は、ご本人の意思により加入（任意加入）された会員に、現職期間中に掛金を納めていただき、退職後一生涯に亘り、医療費補助金等の事業の適用を受けることができる制度となっております。

この事業の原資は、現職期間中に納めていただいた掛金を積み立てた給付準備金です。この準備金より給付等の支出を行っております。

令和5年度決算により、事業収入において、掛金については前年度より約3,755千円の減少となりました。財源に大きく影響する利息及び配当金については、1%前後の利回りで運用を行っていますが、有価証券（国債・地方債・社債等）の満期償還もあり、償還後の運用においても厳しい状況が続いております。

事業支出においては、医療費補助金が、後期高齢者医療制度に改正により、前年度より約28,367千円と大幅に増加しました。平成19年度以降、医療費制度の改正の影響を受け、増加傾向となっております。

平成19年度以降、収入を上回る支出が続き、本年度につきましても、212,524千円の給付準備金の取崩しにより補てんし、**次年度繰越給付準備金は4,715,761,627円となりました。**

◆現職会員数と退職会員数

種 別	区 分	4年度決算	5年度決算	比較増△減
現 職 会 員 数		5,541 人	5,418 人	△ 123 人
配偶者現職会員数		2,415 人	2,319 人	△ 96 人
退 職 会 員 数		9,902 人	9,901 人	△ 1 人
配偶者退職会員数		5,588 人	5,556 人	△ 32 人

◆事業収入

科 目	区 分	4年度決算	5年度決算	比較増△減
掛 金		151,075,848 円	147,320,584 円	△ 3,755,264 円
利息及び配当金		50,352,555 円	45,035,478 円	△ 5,317,077 円
有価証券売却益		9,174,000 円	2,218,000 円	△ 6,956,000 円
計		210,602,403 円	194,574,062 円	△ 16,028,341 円

◆事業支出

科 目 \ 区 分	4 年度決算	5 年度決算	比較増△減
医療費補助金	305,345,800 円	333,712,400 円	28,366,600 円
弔 慰 金	9,620,000 円	10,750,000 円	1,130,000 円
返 還 一 時 金	3,956,736 円	2,993,830 円	△ 962,906 円
施設利用助成	2,437,214 円	2,471,945 円	34,731 円
短期人間ドック助成	29,659,102 円	27,488,191 円	△ 2,170,911 円
研修旅行助成	1,090,920 円	1,800,010 円	709,090 円
計	352,109,772 円	379,216,376 円	27,106,604 円

◆管理費

科 目 \ 区 分	4 年度決算	5 年度決算	比較増△減
職員給与	3,463,801 円	3,721,855 円	258,054 円
旅 費	12,910 円	0 円	△ 12,910 円
事務費	2,380,110 円	2,868,298 円	488,188 円
委託費	1,162,765 円	1,162,305 円	△ 460 円
委託管理費	2,018,736 円	2,001,216 円	△ 17,520 円
賃 借 料	940,928 円	652,800 円	△ 288,128 円
普及費	290,500 円	440,500 円	150,000 円
負担金	2,558,184 円	5,469,039 円	2,910,855 円
消費税	4,190,238 円	4,380,383 円	190,145 円
計	17,018,172 円	20,696,396 円	3,678,224 円

【管理費の内訳】

- ▶職員給与…福祉部業務は他業務との兼務により4名の職員と1名の臨時職員が行い、うち1名分の給与を支出
- ▶事務費…必要書類の印刷費、郵送料、電話代等
- ▶委託費…医療費の自動給付にかかる情報提供料（医療費給付にかかる自己負担額等）
- ▶委託管理費…会員管理や給付管理、給付等をおこなうためのシステム保守費用
- ▶賃借料…機器のリース料
- ▶普及費…会報等の作成費
- ▶負担金…システム改修費用、給付送金手数料、職員の労働保険料

【参考】医療費補助金の推移

◆補助金額

(単位：円)

医療費補助金	平成 18 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
本人会員	158,248,200	241,411,500	240,313,900	239,867,200	262,628,600
配偶者会員	65,947,100	74,833,300	68,746,800	65,478,600	71,083,800
合 計	224,195,300	316,244,800	309,060,700	305,345,800	333,712,400

◆件数

(単位：件)

医療費補助金	平成 18 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
本人会員	22,417	19,333	18,835	18,609	20,768
配偶者会員	8,305	7,136	6,824	6,511	7,125
合 計	30,722	26,469	25,659	25,120	27,893

◆1件あたりの補助金額

(単位：円)

医療費補助金	平成 18 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
本人会員	7,059	12,487	12,784	12,932	12,646
配偶者会員	7,941	10,486	10,077	10,073	9,977
合 計	7,298	11,948	12,045	12,155	11,964

～退職福祉部の給付改正について～

退職会員の医療費補助金・配偶者医療費補助金が令和6年4月診療分より給付率を乗じた計算で給付となります。

医療費補助金・配偶者医療費補助金の計算方法は、以下のとおりです。

$$\left(\begin{array}{l} \text{1件の} \\ \text{保険診療分の自己負担額} \\ \text{(1件の取扱はP6参照)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{控除額} \\ \text{本人会員} \\ \text{配偶者会員} \\ \text{(100円未満切捨て)} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{給付率} \\ \text{令和6年4月診療分} \sim \dots 90\% \\ \text{令和7年4月診療分} \sim \dots 80\% \\ \text{令和8年4月診療分} \sim \dots 70\% \\ \text{(100円未満切捨て)} \end{array}$$

例) 退職会員の本人がA病院で保険診療の外来に対して18,000円支払った場合。

令和6年3月診療分まで	自己負担額 (18,000円)	控除額 — 5,000円)	=	<u>13,000円</u>	給付
→ 令和6年4月診療分～令和7年3月診療分	…	給付率 90%	=	<u>11,700円</u>	給付
→ 令和7年4月診療分～令和8年3月診療分	…	給付率 80%	=	<u>10,400円</u>	給付
→ 令和8年4月診療分～	…	給付率 70%	=	<u>9,100円</u>	給付

例) 退職会員の本人がB病院で保険診療の入院に対して57,600円支払った場合。

令和6年3月診療分まで	自己負担額 (57,600円)	控除額 — 5,000円)	=	<u>52,600円</u>	給付
→ 令和6年4月診療分～令和7年3月診療分	…	給付率 90%	=	<u>47,300円</u>	給付
→ 令和7年4月診療分～令和8年3月診療分	…	給付率 80%	=	<u>42,000円</u>	給付
→ 令和8年4月診療分～	…	給付率 70%	=	<u>36,800円</u>	給付

例) 配偶者退職会員がC病院で保険診療の外来に対して8,000円支払った場合。

令和6年3月診療分まで	自己負担額 (8,000円)	控除額 — 6,000円)	=	<u>2,000円</u>	給付
→ 令和6年4月診療分～令和7年3月診療分	…	給付率 90%	=	<u>1,800円</u>	給付
→ 令和7年4月診療分～令和8年3月診療分	…	給付率 80%	=	<u>1,600円</u>	給付
→ 令和8年4月診療分～	…	給付率 70%	=	<u>1,400円</u>	給付

会員の皆様およびご家族の方へ

退職福祉部は、県下の市町村役場および一部事務組合等や公立学校（市町村より給与を受けていた方）にお勤めされていた方やその配偶者の方で、退職会員及び配偶者退職会員の資格を取得された方に対して給付等をおこなっております。

給付をおこなうためには会員の方のご住所や送金指定口座及び加入されている健康保険を登録する必要があります。そのため、次の変更があった場合は届出が必要となりますので、必ず退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

- ◇住所・連絡先が変わったとき
- ◇金融機関を変更される時
- ◇氏名が変わったとき
- ◇健康保険証が変わったとき
- ◇後期高齢者になられたとき（※）
- ◇離婚されたとき
- ◇お亡くなりになられたとき

会員情報が正しく登録されていることで、正しい給付が行えます。

（会員の方の情報が正しく登録されているか、ご家族の方からご連絡いただいた場合も確認しますので退職福祉部までご連絡下さい。）

（※）75歳で後期高齢者医療制度に変更になる方には、75歳の誕生日の月はじめに保険証変更にかかる書類を送付します。なお、75歳以前に後期高齢者医療制度に変更になった場合は、ご連絡をお願いします。

- 医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金に関しましては、その事由が発生してから満2年を以って給付の権利が消滅いたしますので請求の際はご注意ください。
- 国民健康保険や後期高齢者医療の医療費補助金が自動給付方式の方で、退職福祉部に保険証の変更登録を提出いただいたあと医療費補助金の該当となる診療があった月から3ヶ月目以降も給付がない場合、登録誤りの可能性もありますのでご連絡ください。

☆障害認定を受けられている方で、次に該当される場合はご連絡ください。

- ①医療費の自己負担額が発生している場合で、退職福祉部からの給付が中断されている方。
- ②医療費の自己負担額が発生していない場合で、退職福祉部からの給付の支給がある方。

◆医療費補助金・配偶者医療費補助金

1. 給付の対象となるもの

健康保険証を使って病院や薬局で医療費を支払ったときの自己負担額が対象となります。保険適用外の自己負担額、介護保険のご使用については対象となりません。

○ 給付の対象となるもの

- * 健康保険証を使った治療費等の自己負担額
- * コルセット代等の療養費払いをしたもの (P10 参照)
- * その他保険適用分 (訪問マッサージ等)

× 給付の対象とならないもの

- * 入院時食事代および居住費
- * 室料・差額ベッド代
- * 文書代
- * 予防接種
- * その他保険適用外分

2. 給付の対象となる金額

国民健康保険法等による公費負担額を除いた自己負担額のうち退職会員は1件につき 5,000 円、配偶者退職会員は1件につき 6,000 円を超えた額 (給付基準額) に給付率を乗じて給付します。ただし、最低給付基準額が 500 円のため、1件につき退職会員は 5,500 円以上、配偶者退職会員は 6,500 円以上自己負担したときに給付の対象となります。

給付基準額

$$\left(\begin{array}{l} \text{1件の保険診療分の自己負担額} \\ \text{— 本人会員 5,000円} \\ \text{— 配偶者退職会員 6,000円} \end{array} \right) \times \text{給付率 (P4 参照)}$$

☆ 1件の取り扱い (国民健康保険法等による) について

- ① 暦月ごと (月の初日から月末までを1ヶ月として計算します。)
- ② ・入院 — 医療機関ごと
 ・外来 { 病院 (総合病院の歯科は除く)、診療所ごと
 歯科 (医療機関ごと)
 柔道整復師 (施術所ごと)
 ・調剤 — 薬局ごと (処方箋を発行した医療機関ごと)



ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、高額療養費の該当になる場合は合算して1件として取り扱います。

☆ 加入している健康保険より附加給付等がある場合は、更にもその額を差し引きます。

年齢や住民税課税区分による給付対象額の上限等について

[70 歳未満]

区 分		給付対象上限額
アイ	年収約 770 万円超 健保：標準報酬月額 53 万円以上 国保：年間所得 600 万円超	72,300 円
ウ	年収約 370 万円～約 770 万円 健保：標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満 国保：年間所得 210 万円以上 600 万円未満	72,300 円 (44,400 円)
エ	年収約 370 万円未満 健保：標準報酬月額 28 万円未満 国保：年間所得 210 万円未満	57,600 円 (44,400 円)
オ	住民税非課税者	35,400 円 (24,600 円)

[70 歳以上]

区 分		給付対象上限額	
		外来合算上限額	外来・入院合算(世帯上限額)
現役並みⅢ	年収 約 1,160 万円～	72,300 円	
現役並みⅡ	年収 約 770 万円～ 1,160 万円	72,300 円	
現役並みⅠ	年収 約 370 万円～ 770 万円	72,300 円 (44,400 円)	
一 般		18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (44,400 円)
低所得者Ⅱ (住民税非課税者)		8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ (住民税に係る所得金額がない等)			15,000 円

退職福祉部の給付対象上限額は 72,300 円です。

健康保険者から返ってくる高額療養費の自己負担限度額とは異なります。(次ページに高額療養費の説明有)

※ () は直近 12 ヶ月に 3 回高額療養費に該当した場合の、4 回目以降の給付対象上限額です。



◎請求方式 (P9) により医療費補助金を受ける方で、上記の給付対象上限額の区分を退職福祉部で確認するために、限度額適用認定証や標準報酬月額が確認できる給与明細等の写しをお願いすることがありますのでご了承下さい。(マイナンバーカードに保険証情報を紐付けしている場合は、マイナポータルで確認できます。)

高額療養費について（詳しくはご加入中の健康保険者へお問い合わせください）

高額療養費とは課税区分や年齢により異なりますが、医療費の自己負担が一定額を超えた場合に健康保険証の保険者より払い戻される制度です。

（下記の自己負担限度額は健康保険における限度額であり、退職福祉部からの給付対象上限額は 72,300 円となります。）

【健康保険の自己負担限度額表】

70 歳未満		70 歳以上		
課税区分		課税区分	外来	外来 + 入院（世帯合算）
ア	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% (140,100 円)	現役並みⅢ	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% (140,100 円)	
イ	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% (93,000 円)	現役並みⅡ	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% (93,000 円)	
ウ	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円)	現役並みⅠ	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円)	
エ	57,600 円 (44,400 円)	一般	18,000 円	57,600 円 (44,400 円)
オ	35,400 円 (24,600 円)	低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
		低所得Ⅰ		15,000 円

※ () は直近 12 ヶ月に 3 回高額療養費に該当した場合の、4 回目以降の自己負担限度額です。

高額療養費の合算について

～ 70 歳未満～

1つの医療機関で 21,000 円以上の自己負担額を同じ月に複数支払い、それらの合計額が自己負担限度額を超えた場合、合算され 1 件となり、その超えた金額が高額療養費として返ってきます。



～ 70 歳以上～

・ 外来合算（所得区分が一般・低所得Ⅰ・Ⅱ）

…外来の 1 カ月の自己負担額は個人で合算し、外来の限度額を適用します。

→ 年間外来合算上限額…毎年 8 月 1 日から 7 月 31 日までの期間に、外来の自己負担額の合計が 144,000 円を超えた場合、保険者から高額療養費として返ってきます。

（年間外来合算上限額をこちらで計算して上限額に達した場合は給付を止めています。）

・ 入院を含む月については、入院と外来を合算して自己負担限度額を超えた場合に保険者から高額療養費として返ってきます。

※ 年間外来合算以外の合算については、退職福祉部も 1 件として取扱い給付を行います。

3. 請求方法

加入されている健康保険により、【自動給付方式】と【請求方式】の2通りとなります。

【自動給付方式】

健康保険証の保険者から直接互助会に医療費情報の提供をいただき、医療費補助金を給付する方法です。ただし、自動給付はすべての健康保険制度に対応していません。下記の健康保険に加入されている方が「同意書」を提出することにより、自動給付の対象となります。

医療費情報の提供は、最短で診療月の3ヵ月後となっております。保険者や医療機関等の事情により、3ヶ月を超える場合がありますので、対象となる給付の送金がなく、診療月から6ヶ月を超えるようでしたら、退職福祉部までご連絡ください。

—自動給付ができる健康保険制度—

- * 高知県内の市町村の国民健康保険（「同意書」の提出要）
- * 高知県内の後期高齢者医療保険（「同意書」の提出要）
- * 高知県市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者
- * 高知県市町村職員共済組合の被扶養者

高知県内の市町村の国民健康保険および後期高齢者医療保険の方で「同意書」の提出がない場合は、請求方式となります。

【請求方式】

上記以外の方で医療機関等にかかり、医療費補助金の給付の対象となったときには、所定の請求書に記入のうえ、領収書の添付又は請求書下段の証明欄に医療機関の証明を記入いただき、診療月の翌月以降に請求いただく方法です。請求書については互助会までご連絡いただければ郵送いたします。

—請求方式となる健康保険制度の代表例—

- * 協会けんぽ
- * 健康保険組合
- * 高知県市町村職員共済組合以外の共済組合
- * その他請求いただく国保（中央建設・全国土木・医師・薬剤 など）

●注意事項

退職福祉部で住民税課税区分等を確認するために、限度額適用認定証や標準報酬月額が確認できる給与明細等の写しをお願いすることがありますのでご了承下さい。（マイナンバーカードに保険証情報を紐付けしている場合は、マイナポータルで確認できます。）



4. コルセット等の装具について

まずは加入健康保険にご請求いただき、保険者負担分が還付されます。保険者より還付された金額を差し引いた額が退職福祉部の給付の対象となる場合は、請求により給付することになりますので、ご連絡ください。

※加入されている保険により自動給付となっている場合でも、コルセットや弾圧ストッキング等の装具の購入につきましては、医療費補助金の対象ですが、自動給付にはなりません。

※高知縣市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者、高知縣市町村職員共済組合の被扶養者の方は自動給付となっております。

【必要書類】

- ・装具装着証明書（医療機関発行のもの）
- ・領収書
- ・保険者からの給付通知書（自己負担額や給付金額がわかるもの）
- ・医療費請求書 ※ご連絡いただきましたら請求書を送付いたします。



☆医療費給付例

医療費補助金のいくつかの計算例です。（例はすべて令和6年度の給付率を使用）
応用編の計算例ですので、P6～8を参照しながらご覧ください。

【70歳未満の課税区分工の本人会員（控除額5,000円）の場合】

A 病院（外来）	19,000 円
B 病院（入院）	57,600 円
C 病院（外来）	8,000 円
ア調剤薬局（A 病院処方）	6,000 円
イ調剤薬局（C 病院処方）	1,500 円

- ・B 病院は 21,000 円以上のため高額合算対象。…①
- ・A 病院とア調剤薬局は合わせると 25,000 円となり、21,000 円以上のため高額合算対象。…①
- ・C 病院とイ調剤薬局は足して 21,000 円にならないため、高額合算対象外。（退職福祉部は外来と調剤薬局はそれぞれ 1 件として取り扱います。）
- ・C 病院は控除額 5,000 円を超えているため、給付対象。…②

【計算】

① B 病院 57,600 円 + A 病院 19,000 円 + ア調剤薬局 6,000 円 = 82,600 円
 82,600 円 - 57,600 円（自己負担限度額） = 25,000 円 …高額療養費※
 (57,600 円 - 本人控除額 5,000 円) × 90% = 47,300 円給付

② (C 病院 8,000 円 - 本人控除額 5,000 円) × 90% = 2,700 円給付

【70歳以上の課税区分低所得Ⅱの配偶者会員（控除額6,000円）の場合】

A 病院（外来）	2,000 円
B 病院（外来）	4,500 円
C 調剤薬局	1,500 円
D 調剤薬局	2,500 円

それぞれは6,500円を超えていませんが、合計して8,000円を超えていますので、外来合算の対象。（8,000円超えた額は高額療養費※）

【計算】

$$(\text{低所得Ⅱの外来合算限度額 } 8,000 \text{ 円} - \text{配偶者控除額 } 6,000 \text{ 円}) \times 90\% = \underline{1,800 \text{ 円}} \text{ 給付}$$

【70歳以上の課税区分一般課税の本人会員（控除額5,000円）の場合】

例1	A 病院（外来）	9,000 円
	B 病院（入院）	35,000 円
	C 調剤薬局	4,800 円
	D 調剤薬局	4,500 円

・外来と調剤薬局を合計して18,000円を超えていますので、外来合算の対象。（18,000円超えた額は高額療養費※）…①

・B病院の入院と外来合算の18,000円を足しても自己負担限度額を超えていないため、世帯合算対象外。…②

【計算】

$$\textcircled{1} (\text{一般課税外来合算限度額 } 18,000 \text{ 円} - \text{本人控除額 } 5,000 \text{ 円}) \times 90\% = \underline{11,700 \text{ 円}} \text{ 給付}$$

$$\textcircled{2} (\text{B病院 } 35,000 \text{ 円} - \text{本人控除額 } 5,000 \text{ 円}) \times 90\% = \underline{27,000 \text{ 円}} \text{ 給付}$$

例2	A 病院（外来）	9,000 円
	B 病院（入院）	57,600 円
	C 調剤薬局	4,800 円
	D 調剤薬局	4,500 円

すべてを合計して自己負担限度額（57,600円）を超えているため、世帯合算対象。（57,600円超えた額は高額療養費※）

【計算】

$$(\text{一般課税世帯合算限度額 } 57,600 \text{ 円} - \text{本人控除額 } 5,000 \text{ 円}) \times 90\% = \underline{47,300 \text{ 円}} \text{ 給付}$$

※高額療養費は保険者より返還されます。（詳しくはご加入中の健康保険者へ）

◆短期人間ドック利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が**当会の指定する受診施設で人間ドックを受けられるときの助成**です。

～短期人間ドック受診までの流れ～

互助会へ電話連絡（088－824－1306）

※受診希望日の1～2カ月前までにお願ひします。（ご自身で受診機関へ予約可）



互助会よりご自宅へ「短期人間ドック利用申込書」送付



「短期人間ドック利用申込書」の必要事項へご記入の上、互助会まで返送



申込んだ受診機関より案内が届きます

【助成額】 *退職会員 17,600 円

*配偶者退職会員 9,900 円

※ R6 年度に助成金額が変わりました。



☆ **受診時、窓口でお支払いいただく金額（会員約 22,000 円、配偶者約 29,000 円）が助成後の額となります。**（オプション検診を受けられるときは別途料金が必要です。）

☆ 受診後の助成はいたしませんのでご注意ください。

☆ 共済組合・市町村等が実施する特定健診と併せて助成を受けることができる場合がありますので、受診施設にお問い合わせください。

☆ 受診をキャンセルされる場合は、受診機関に直接お申し出ください。

<指定受診施設>

指 定 受 診 施 設	住 所	電話番号
高知検診クリニック	高知市知寄町 2 丁目 4-36	088－883－9711
いずみの病院	高知市薊野北町 2 丁目 10-53	088－826－5538
土佐市民病院	土佐市高岡町甲 1867	088－852－2151
仁淀病院	吾川郡いの町 1369	088－893－1551
四万十市民病院	四万十市中村東町 1 丁目 1-27	0880－34－2126
中村クリニック	四万十市中村大橋通 7 丁目 1-10	0880－34－5100
高知県総合保健協会 ・中央健診センター ・幡多健診センター	高知市棧橋通 6 丁目 7-43 宿毛市山奈町芳奈 3-9	088－831－4800 0880－66－2800
高知西病院	高知市神田 317-12	088－843－8220
須崎くろしお病院	須崎市緑町 4-30	0889－43－2121
JA高知病院 JA高知健診センター	南国市明見 526-1	088－863－8510

◆国内外研修旅行助成金

国内外を問わず、4日以上のご旅行について3年度に1回を限度として助成します（在住都道府県内の旅行は対象外）。

ただし、旅行最終日から60日以内（請求書受付日を基準とします）の請求を厳守ください。

【条件】

- ① 旅行日程4日以上 ② 旅費1人60,000円以上

【助成金額】

- *退職会員・・・10,000円 *配偶者退職会員・・・5,000円

【請求方法】

「国内外研修旅行助成金請求書」にご記入のうえ、次の添付書類を添えてご提出ください。※ご連絡いただければ請求書を送付します。

【添付書類】

1. 請求者の名前が記載された旅行業者等の領収書、旅行経費の確認ができる領収書
 2. 請求者の旅行滞在が証明できるもの（日程表、行程表）
- ※ 配偶者退職会員とご一緒に請求される場合は、ご同行されたことがわかるもの（飛行機の搭乗券の写しや旅行の予約者名等）を添付してください。

☆ご請求いただくときの注意点

【旅行にかかった費用を確認するために】

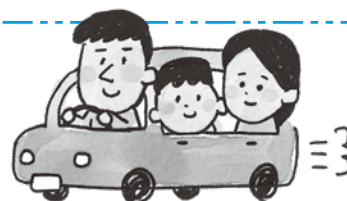
- ・領収書は請求者のお名前が記載されたものに限り、請求者以外の方のお名前の領収書は無効となります。
- ・クレジットカード決済及び電子マネーをご利用の場合についても、可能な限り領収書を取得し提出ください。領収書が発行されない場合は、利用が確認できる明細書等を提出くださいますようお願いいたします。

【個人旅行の場合】

- ・旅行費用は、お土産代を除いたもの（交通費・宿泊費・食事代・施設入館料等）が対象となりますので、領収書を必ず発行してください。

例) ETCカード利用の高速料金…ETC利用照会サービスより利用明細書を発行
交通系ICカード利用（Suica等）…利用履歴を発行

- ・旅行の行程表については、ご自身で作成してください。
(お申し出いただいたら、「国内外研修旅行助成金請求書」を送付する際に様式を同封します。)



◆施設利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が当会の指定する保養宿泊施設を利用したとき、1人1泊2,000円を助成いたします。

※ 13 ページ以降に指定宿泊施設を掲載しています。

【助成金額】

退職会員・配偶者退職会員・・・1人1泊 2,000円

(自己負担額が2,000円を下回る場合はその額を助成)

【請求方法】

「施設発行の領収書(原本)」に宿泊者氏名と、住所または退職会員番号をご記入のうえ、ご提出ください。

※ 宿泊者が退職会員と配偶者退職会員の場合、もしくは退職会員同士の場合には、お二人の名前を記入してください。



【注意点】

- 連泊の宿泊は7泊を限度とします。
- 旅行サイトから指定施設へ予約・決済をされた場合は旅行サイトの領収書(氏名・宿泊施設・宿泊日・宿泊料金が確認できるもの)をご提出ください。
- 手書きの領収書の場合は、泊数、宿泊人数を記載してください。

【給付請求書の受付日と給付日】

*受付日…毎月15日受付分で締め切りとします。15日を過ぎたものは翌月受付分となります。

*給付日…翌月中旬頃給付いたします。請求受付日が15日を過ぎますと翌々月の給付となります。給付がある場合はハガキ等でお知らせします。

★医療費制度等の改正がありますと、給付が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

★医療費補助金の請求書を診療月と同月中に提出された場合は、診療月の翌月の受付となり、翌々月の給付となります。

★給付がある場合は給付明細書(はがき)をお送りします。

～令和6年8月から令和7年7月までの給付予定日～

6年8月15日	6年9月17日	6年10月15日	6年11月15日	6年12月16日	7年1月17日
7年2月17日	7年3月17日	7年4月15日	7年5月16日	7年6月16日	7年7月15日

※令和7年4月以降は変更となる場合があります。

県内の指定宿泊施設

No.	施設名	郵便番号	所在地	T E L	備考
1	MUROTO base 55	〒781-7102	室戸市室津 2836-2	0887-98-7011	
2	北川村温泉 ゆずの宿	〒781-6451	安芸郡北川村小島 121	0887-30-1526	
3	コミュニティセンターうまじ馬路温泉	〒781-6201	安芸郡馬路村馬路 3564 - 1	0120-44-2026	
4	芸西村の家	〒781-5701	安芸郡芸西村和食甲 4525	0887-33-2894	
5	香南市サイクリングターミナル海のやどしおや宿	〒781-5622	香南市夜須町手結山 1304	0887-55-3196	
6	羽尾大釜荘	〒781-5614	香南市夜須町羽尾 523	0887-54-0345	
7	べふ峡温泉	〒781-4644	香美市物部町別府 452-8	0887-58-4181	
8	モンベルアウトドアヴィレッジ本山	〒781-3601	長岡郡本山町本山 2133-1	0887-72-9670	
9	星の山荘 梶ヶ森	〒789-0255	長岡郡大豊町佐賀山 1248-3	0887-74-0360	
10	ゆとりすとパークおおとよ	〒789-0315	長岡郡大豊町中村大王 4037-25	0887-72-0700	キャンプ不可(※注)
11	さめうら荘 レイクサイドホテル	〒781-3521	土佐郡土佐町田井 146-1	0887-82-1020	
12	自然教育センター白滝	〒781-3704	土佐郡大川村朝谷 26	0887-84-2201	
13	オーベルジュ土佐山	〒781-3222	高知市土佐山東川 661	088-850-6911	
14	高知会館	〒780-0870	高知市本町 5 丁目 6-42	088-823-7123	
15	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE	〒780-0870	高知市本町 5 丁目 3-20	088-823-3211	
16	山荘 しらさ	〒781-2605	吾川郡いの町寺川 175	088-892-1001 090-2235-1400	冬季閉鎖 11月下旬～4月上旬
17	木の香温泉	〒781-2615	吾川郡いの町桑瀬 225-16	088-869-2300	
18	土佐和紙工芸村くらうど	〒781-2136	吾川郡いの町鹿敷 1226	088-892-1001	
19	木の根ふれあいの森	〒781-2602	吾川郡いの町戸中 171	088-850-5658	
20	スノーピークおちい淀川キャンプフィールド	〒781-1326	高岡郡越知町片岡 4 番地	0889-27-2622	トレーラーハウスのみ対象
21	スノーピークかわの駅おち	〒781-1303	高岡郡越知町越知丙 625 番地 4	0889-20-9666	
22	中津溪谷ゆの森	〒781-1741	吾川郡仁淀川町名野川 258-1	0889-36-0680	
23	LOGOS PARK SEASIDE KOCHI SUSAKI	〒785-0162	須崎市浦ノ内東分 2251 番地	0889-59-0601	キャンプ不可(※注)
24	星ふるヴィレッジTENGU	〒785-0504	高岡郡津野町芳生野乙 4921-22	0889-62-3188	キャンプ不可(※注)
25	鯉乃國の湯宿 黒潮本陣	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼 8009-11	0889-52-3500	
26	四万十源流の里	〒789-1414	高岡郡中土佐町大野見神母野 652	0889-57-2126	
27	ホテル松葉川温泉	〒786-0097	高岡郡四万十町日野地 605-1	0880-23-0611	
28	ウエル花夢	〒786-0307	高岡郡四万十町江師 546 番	0880-27-1211	キャンプ不可(※注)
29	ホテル星羅四万十	〒787-1603	四万十市西土佐用井 1100	0880-52-2225	
30	とまろっと	〒787-0155	四万十市下田 3548	0880-33-0101	キャンプ不可(※注)
31	アシズリテルメ	〒787-0315	土佐清水市足摺岬字東畑 1433-3	0880-88-0301	
32	スノーピーク土佐清水キャンプフィールド	〒787-0453	土佐清水市三崎字エジリ 4145-1	0880-87-9789	キャンプ不可(※注)
33	宿毛リゾート 椰子の湯	〒788-0014	宿毛市大島 17-27	0880-65-8185	
34	ベルリーフ大月	〒788-0313	幡多郡大月町周防形 404	0880-74-0222	

(※注) キャンプ場においては、宿泊棟を利用した場合のみ助成対象となります。

※「べふ狭温泉」「雲の上のホテル」「アシズリテルメ」は休館中。

県外の指定宿泊施設

施 設 名	郵便番号	所 在 地	T E L
ホテルポールスター札幌	〒060-0004	北海道札幌市中央区北4条西6丁目2	011-330-2531 (直通) 011-241-9111(代表電話)
ホテルノースシティ	〒064-8645	北海道札幌市中央区南9条西1丁目	011-512-9748
アップルパレス青森	〒030-0802	青森県青森市本町5丁目1-5	017-723-5610 (予約専用) 017-723-5600 (施設)
ゆこたんの森	〒020-0585	岩手県雫石町長山猫沢3-6	019-693-3600 (受付時間 9:00~21:00)
パレス松洲(まつしま)	〒981-0215	宮城県宮城郡松島町高城字浜38	022-354-2106
むつみ荘	〒999-2211	山形県南陽市赤湯233-1	0238-43-3035
うしお荘	〒997-1201	山形県鶴岡市湯野浜1-11-23	0235-75-2715
ホテル福島グリーンパレス	〒960-8068	福島県福島市太田町13-53	024-533-1171
大洗鷗松亭	〒311-1301	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029-266-1122
那須の森ヴィレッジ	〒325-0303	栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山 3375-637	0287-78-1636
アルペンローゼ	〒377-1711	群馬県吾妻郡草津町草津512-2	0279-88-1300
オークラ千葉ホテル	〒260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111
黒潮荘	〒296-0004	千葉県鴨川市貝渚2565	04-7092-2205
ホテル日航立川 東京	〒190-0022	東京都立川市錦町1-12-1	042-521-1111
東京グリーンパレス	〒102-0084	東京都千代田区二番町2番地	03-5210-4600
アジュール竹芝	〒105-0022	東京都港区海岸1-11-2	03-3437-2011
全国町村会館	〒100-0014	東京都千代田区永田町1-11-35	03-3581-0471
湯河原温泉ちとせ	〒259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上281-1	0465-63-0121
シーサイドいずたが	〒413-0101	静岡県熱海市上多賀12	0557-67-2671 0120-73-1241(7i-ダイヤル)
ホテルやまなみ	〒406-0028	山梨県笛吹市石和町駅前15-1	055-262-5522
瀬波はまなす荘	〒958-0037	新潟県村上市瀬波温泉1-2-17	0254-52-5291
アクアール長岡	〒940-2147	新潟県長岡市新陽2-5-1	0258-47-5656
グリーンビュー立山	〒930-1405	富山県中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716
おびし荘	〒923-0316	石川県小松市井口町ホ55	0761-65-1831
越路	〒910-4121	福井県あわら市東温泉2-201	0776-77-3151

互 助 会 報

施 設 名	郵便番号	所 在 地	T E L
サ ン ペ ル ラ 志 摩	〒 517-0204	三重県志摩市磯部町の矢 314	0599-57-2130
ホ テ ル ピ ア ザ び わ 湖	〒 520-0801	滋賀県大津市におの浜 1 - 1 - 20	077-527-6333
シ テ ィ プ ラ ザ 大 阪	〒 540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋 2 - 31	06-6947-7702
ひ ょ う ご 共 済 会 館	〒 650-0004	兵庫県神戸市中央区中山手通 4 - 17 - 13	078-222-2600
ゆ め 春 来	〒 669-6821	兵庫県美方郡新温泉町湯 1569 - 6	0796-99-2211 (受付時間 9:00~20:00)
溪 泉 閣	〒 682-0122	鳥取県東伯郡三朝町山田 180	0858-43-0828
ホ テ ル 白 鳥	〒 690-0852	島根県松江市千鳥町 20	0852-21-6195
サン・ピーチ OKAYAMA	〒 700-0023	岡山県岡山市北区駅前町 2 - 3 - 31	086-225-0631
防 長 苑	〒 753-0077	山口県山口市熊野町 4 - 29	083-922-3555
ホ テ ル 千 秋 閣	〒 770-0847	徳島県徳島市幸町 3 - 55	088-622-9121
剣山頂上ヒュッテ雲海荘	〒 777-0303	徳島県美馬市木屋平剣山頂上	080-2997-8482 (21:00以降不通)
ホテルマリンパレスさぬき	〒 760-0066	香川県高松市福岡町 2 - 3 - 4	087-851-6677
え ひ め 共 済 会 館	〒 790-0003	愛媛県松山市三番町 5 - 13 - 1	089-945-6311
ひ ま わ り 荘	〒 880-0867	宮崎県宮崎市瀬頭 2 - 4 - 5	0985-24-5285(代表電話) 0985-24-7878 (予約専用)
マリンパレスかごしま	〒 890-8527	鹿児島県鹿児島市与次郎 2 - 8 - 8	099-253-8822

※「湯河原温泉ちとせ」は令和6年4月1日から令和6年7月31日まで休館予定です。

令和6年7月1日現在

☆よくある質問☆

Q. 国内外研修旅行の3年度に一回という3年度の基準はどうなっていますか？

A. 年度の取扱いは旅行をされた年度ではなく、給付を受けた年度を基準にしています。



(例1) 令和6年2月15日までに請求をいただいた場合は、令和6年3月15日に給付金を送金していることとなります。この場合は、令和5年度の該当となりますので、令和8年度の請求が可能となります。

(令和5年度・6年度・7年度の3年度)

(例2) 令和6年2月16日以降3月15日までに請求をいただいた場合は、令和6年4月15日に給付を送金していることとなります。この場合は、令和6年度の該当となりますので、令和9年度から請求が可能となります。

(令和6年度・7年度・8年度の3年度)

上記のように、同じご旅行でも請求される日によって、次回ご請求いただく年度が1年遅れることとなります。年度末頃のご旅行の場合は、ご注意くださいとともに、取扱いにつきご了承いただきますようお願いいたします。

◆ 弔 慰 金

退職会員、配偶者退職会員がお亡くなりになられたら、当会へご連絡ください。「弔慰金請求書」を送付します。必要事項をご記入の上、添付書類とともに当会まで返送してください。

*退職会員となって	1年以内の死亡・・・・・・・・・・	100,000円
	2年以内の死亡・・・・・・・・・・	50,000円
	2年を超えての死亡・・・・・・・・	30,000円
*配偶者退職会員・・・・・・・・・・		20,000円



【提出書類】

「弔慰金請求書」

【添付書類】

- ・死亡日が確認できる書類（写し）
- ・死亡された方と請求される遺族の方の続柄が確認できる書類（写し）

～注意点とお願い～

- ・死亡された方の医療費補助金等の給付金が登録口座に送金ができない場合は、弔慰金の請求者に送金いたします。
- ・高知県市町村職員共済組合の年金受給者で、年金とあわせて手続きいただく場合は、「同意書」を提出いただくことで、上記の添付書類を省略できます。
- ・お亡くなりになって2年以上経っている場合は、時効により請求ができません。（お亡くなりになられた日の確認をさせていただくことがありますので、ご了承ください。）

【給付の権利】

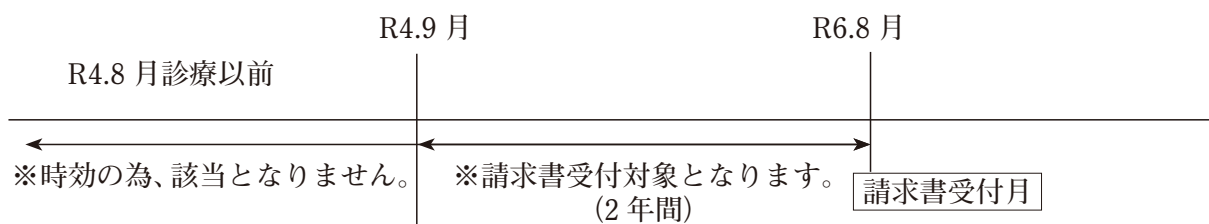
医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金については、その原因である事実が発生してから、満2年を以って消滅しますので、ご注意ください。

ただし、医療費補助金につきましては、診療月からとなりますのでご注意ください。

（医療費の時効例）

★請求書の事務局受付日が令和6年8月中の場合

★遡って請求できる診療月は、令和4年9月診療以降です。



給付の中断について

退職会員または配偶者退職会員が、市町村等の職員（特別職を含む）、地方公務員等共済組合法等に基づく共済組合または公共企業団体等の職員が加入する共済組合の組合員となられた場合は、退職するまでの間、給付の権利は中断となります。（弔慰金は除く）

※退職されましたら給付再開の手続きをとりますので当会までご連絡ください。

【手続方法】

手続書類 … 「退職会員届（中断者用）」
「退職会員届（中断解除者用）」 ※ご連絡いただければ書類を送付します。

※共済組合法の適用拡大により短時間勤務職員等で高知県市町村職員共済組合等の組合員になられた方も上記手続きが必要となりますので、ご連絡くださいますようお願いいたします。

【中断となる項目】

医療費補助金・短期人間ドック助成金・施設利用助成金・国内外研修旅行助成金

※中断となる日の前日までに短期人間ドックを受診された場合は助成対象となります。
※医療費補助金・施設利用助成金・国内外研修旅行助成金も上記と同じく中断となる日の前日までが助成対象期間となりますので、中断となった日以降でも時効までの期間であれば請求いただけます。

▲ご注意ください▲

年度途中で共済組合の組合員資格を取得された方は、その年度は、共済組合及び互助会の短期人間ドック利用助成が対象外となり、さらに共済組合員（任意継続は除く）中は退職福祉部の助成対象ではなくなるため、費用全額が自己負担となります。

共済組合の組合員となられている方の令和7年度の短期人間ドック受診申込につきましては、年度末(2月・3月)ごろに一斉募集を行います。※令和7年4月1日時点で在籍中の方が対象。

報告抜かりはありませんか？

- * 住所や電話番号が変わった
- * 氏名が変わった
- * 送金指定口座を解約した
- * 離婚をした
- * 健康保険証が変わった
- * 会員がお亡くなりになった



該当する場合は退職福祉部までご連絡をお願いします。

088-824-1306 (直通)

【お知らせ】こちらで把握できている本人会員同士のご夫婦には退職福祉部号を連名(1通)で2冊お送りしていますが、令和7年度退職福祉部号より1冊の送付とさせていただきます。今まで通り2冊送付を希望される場合は上記の電話番号へご連絡ください。

健康保険証が廃止されます

国民健康保険法の改正により、**令和6年12月2日以降**、すべての健康保険証は発行されなくなります。

従来、退職福祉部では健康保険証が変わったときは保険証の写しのご提出をお願いしていました。保険証の廃止後は下記書類の写しをご提出していただくことで、資格情報や記号番号の確認をすることとなりますので、お手元に届いたら大切に保管しておいてください。

- マイナ保険証（マイナンバーカード）を持っている方

→「**資格情報のお知らせ**」

- マイナ保険証（マイナンバーカード）を持っていない方

→「**資格確認書**」

マイナ保険証とは…
マイナンバーカードを
保険証として利用できる
状態のものです。



「資格情報のお知らせ」「資格確認書」についてのお問い合わせはご加入中の健康保険者へ